

# 公益通報者保護法解説



## 第1. 公益通報者保護法の目的

公益通報者保護法が平成16年6月18日に公布され、法の施行日は平成18年4月1日です。何故、このような法律が制定されたかと言えば、それは主として企業社会にはびこる不祥事を糾し、国民の生命、身体、財産その他の利益を保護するためなのです。

ここ数年、社会の信頼を裏切る企業の不祥事が続出しましたが、その陰で何の責任のない善良な国民や、その企業からの商品や役務の提供を受けた消費者、さらにはその企業の従業員らが多く被害を受けて来ることが明らかにされました。

これもその不祥事が発覚するに際して、企業社会でも法令遵守（コンプライアンス）や企業の社会的責任という考え方方が提唱されるようになりましたが、未だにそれが一部の企業社会で定着しているに過ぎず、まだまだ、利潤追求のためにその社会的な正義、社会倫

理を忘れて猛進する企業も多く、例えば悪質なリフォーム業者による老人の被害、企業の放漫会計を糺す役割を担っている著名な監査法人の公認会計士の逮捕など、未だに不祥事は絶えません。おそらく企業の中には発覚しなければよい等という考え方で違法なことでも利潤追求のためならやむを得ないというあまりにも利己的な考え方が定着しているかのようです。

そのような企業の違法行為や怠慢行為は外部から見ただけではなかなか発覚しないものですし、さらには発覚しそうになると証拠の隠滅、隠蔽工作がなされることが多く、外部の者だけの力ではどうしようもない場合が多いのです。そのため、違法な行為を早期に発見し、被害を未然に食い止めるためには内部からの公益通報が非常に重要と言えます。しかし、往々にして、その企業内の役員、社員は、その企業にとってダメージとなる不祥事を外部に通報するということは大変に勇気のいることです。しかし、それなくしては、もはや社会的な正義の実現は不可避とすら言える状況であり、そのため、勇気を持って内部通報した労働者が不利益を受けないような法的保障がなくてはならないことになります。のために、公益通報者保護法は制定されました。

同法も第1条で、「…公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかる法令の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とする。」と定めています。

## 第2. コンプライアンスと企業の社会的な責任

### 1. コンプライアンスの重要性

バブル経済が崩壊し、企業は存続のための必死な努力をくり返し、既に15年が経過しました。そして、ようやく最近になって平成不況を脱却しつつありますが、振り返ってみると、その間に著名企業が倒産して消滅したり（例えば山一証券、雪印食品）、大幅に経営を変えて存続したり（例えば、長銀、そごう、千代田生命）、カリスマ的な経営者が入れ替わったり（例えば西武鉄道、ダイエー、そごう）、多くの不祥事が起こって著名企業の社会的責任が問われ、他方で、インターネット業界を中心とした新規の成長企業も現れました。

このような中で、企業の法令遵守（コンプライアンス）の重要性が提唱されるようになりました。（社）日本経済団体連合会も平成14年10月15日には企業行動憲章「企業不祥事防